

資料6-3 情報公開等に係る要領 改正前後対比表

改正前	改正後	備考
<p>3. 各委員会の情報公開</p> <p>(2) 各委員会を非公開とする場合</p> <p>各委員会を非公開とする場合は、以下のとおりとする。</p> <p>a. 特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</p> <p>b. 個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意志表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</p> <p>c. 個人情報を保護する必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</p> <p>d. その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合</p> <p>なお、審議を非公開とする場合には、議決権の3分の2以上の賛成を得た上で、その理由について本委員会のホームページ上に掲載しなければならない。</p>	<p>3. 各委員会の情報公開</p> <p>(2) 各委員会を非公開とする場合</p> <p>各委員会を非公開とする場合は、以下のとおりとする。</p> <p>a. 特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</p> <p>b. 個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意志表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</p> <p>c. 個人情報を保護する必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</p> <p>d. その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合。</p> <p>なお、審議を非公開とする場合には、議決権の3分の2以上の賛成を得た上で、その理由について本委員会のホームページ上に掲載しなければならない。</p>	<p>脱字につき修正するものである。</p>